

## 第5章 部門別推計方法

### はじめに

この章では、基本分類部門ごとに各部門の①概念・定義及び範囲がどのように定められており、②作成に当たって用いた基礎統計資料は何か、③国内生産額、投入額及び産出額の推計方法はどうか等について記述した。

この章の記述は、全体を大きく内生部門、最終需要部門、粗付加価値部門の3つに分け、それぞれ省庁別に節を設けてまとめである。

したがって、各節は一定の基準に添って説明することとしたが、各省庁の説明の便宜により構成の異なるところがある。構成は各節の冒頭に示してあるので注意されたい。

なお、どの部門が、どの省庁の担当であるかについては、付録の「部門分類表」の「担当省庁」欄を参照されたい。(内生部門)

### 第1節 農林水産省担当部門

- I 概念・定義及び範囲
- II 推計に用いた資料名
- III 生産額推計
- IV 投入額推計
- V 産出額推計
- VI 昭和45年表との相違点
- VII 留意すべき点

#### I 概念・定義及び範囲

##### 1. 農業部門

日本標準産業分類（以下「産業分類」という）で大分類A—農業で規定している生産活動とほぼ一致するが、自家採培の原料を用いた製造・加工活動と同分類の細分類0149—その他の施設園芸農業のうち、しいたけ栽培農業及び同細分類0541—園芸サービス業の生産活動は含まない。

自家栽培の原料を用いた製造・加工活動は製造業へ、しいたけ栽培活動は林業にそれぞれ含まれる。

生産物の範囲は上記で規定した活動により生産される財及びサービスの一切であり、稻におけるくず米、稻わら、畜産におけるきゅう肥等の副産物をも含んでいる。

以下、部門別に生産物の範囲を示す。

##### 米（001110）

この部門の生産物は、玄米及びその副産物（くず米及び稻わら）である。

##### 麦類（001120）

この部門の生産物は、農林水産省経済局統計情報部「作物統計」（以下「作物統計」という）に定める小麦、

6条大麦、ピール麦、裸麦等である。

##### 野菜（001200）

この部門の生産物は、「作物統計」に定める野菜とその他の野菜（「作物統計」に記載されていないしゅんぎく、みつば、にんにく、しょうが等）である。

なお、野菜の種子はその他の非食用耕種作物に含まれる。

##### 果実（001300）

この部門における生産物は「作物統計」に定める果実（みかん、りんご、ぶどう、なし、もも、うめ、びわ、かき、くり等）に植物成長分（果樹園の新植及び成長分）を加えたものである。

いちご、すいか、メロン、まくわうりはこれには含まれず、野菜部門に含まれている。

##### いも類（001410）

この部門の生産物は、「作物統計」に定めるかんしょ、ばれいしょである。

##### 雑穀（001420）

この部門の生産物は、「作物統計」に定めるとうもろこし、そば、あわ等である。

### 豆類 (001430)

この部門の生産物は、「作物統計」に定める大豆、あづき、いんげん豆、らっかせい等である。

### 油糧作物 (001440)

この部門の生産物はねたね、ごま、オリーブ、あまの実及びはぜである。なお、林野副産物としてのはぜは「特殊林産物」に含まれる。

### 砂糖原料作物 (001450)

この部門の生産物はさとうきび及びてんさいである。

### 飲料用作物 (001460)

この部門の生産物は生茶葉及びホップである。茶園の新植及び成長増を含む。

### その他の食用耕種作物 (001490)

この部門の生産物は、食用工芸作物（こんにゃくいも、きくいも）及び「作物統計」による飼料作物（れんげ、青刈とうもろこし、まめ科牧草、いね科牧草等）である。

### 葉たばこ (001510)

この部門の生産物は葉たばこ（生産者段階で一次乾燥されるまで）である。

### 非食用工芸作物 (001520)

この部門の生産物は、薬用作物（薬用人参、除虫菊、はつか、ゼラニウム、ラベンダー、ホウショウ）、製紙原料作物（こうぞ、みつまた、マオラン、とろろあおい、及びこうぞ、みつまたの植物成長），敷物原料作物（いぐさ、しちとうい）、綿花、その他の織物原料作物（あさ、あま、こうま、ラミー、輸入の織物原料作物），その他の非食用工芸作物（あい、こりやなぎ、ほうききび、へちま、紅花）である。

### その他の非食用耕種作物 (001590)

この部門の生産物は、種苗（球根類、種子、苗木等），肥料用作物及び非食用耕種作物（生花、しば等）である。なお、ここでいう苗木は、主として観賞用、庭木用等である。

### 酪農 (001610)

この部門の生産物は、生乳、乳子牛（と殺向け），成長肥大分及びきゅう肥である。

### 養鶏 (001620)

この部門の生産物は鶏卵（不正常卵を含む），成鶏（廃鶏），肉鶏及び副産物（鶏ふん）である。

### 養豚 (001630)

この部門の生産物は肉豚及びその副産物（きゅう肥）である。

### 肉牛 (001640)

この部門の生産物は肉牛とその副産物（きゅう肥）である。

### その他の畜産 (001690)

この部門の生産物は、羊毛、肉畜たる馬（農耕馬），軽種馬，やぎ，うさぎ，めん羊，その他の畜産生産物たる毛皮用動物（ミンク，ギンギツネ），食用鳥類（うずらの卵，七面鳥等），その他の食用畜産生産物（やぎ乳，はちみつ）愛玩鳥類（カナリヤ，文鳥等），実験用動物（マウス，モルモット等），みつばち（輸出），と毛及びきゅう肥である。

### 養蚕 (001700)

この部門の生産物は繭及びその副産物（出がら繭，繭綿及び輸出向け蚕種）である。また、裁桑もこの部門に含まれ，桑園の新植及び成長増も含む。

### 農業サービス (002001・002009)

日本標準産業分類の05農業的サービス業（ただし054園芸サービス業を除く）をもってこの部門の範囲とした。

## 2. 林業

産業分類、大分類B林業、狩獵業で規定している生産活動であり、山林用苗木の育成、造林、立木の保育、保護、素材・薪炭生産、木の実、きのこ類、樹皮等の採集、野生動物の狩獵活動である。

また、「産業分類」では農業に規定しているしいたけ栽培もこの部門に含む。

生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産された財一切であり、以下部門別にその範囲を示す。

### 育林 (021110)

この部門の生産物は、立木と治山用苗木であるが、中間生産物である造林用苗木を含めている。

### 特殊林産物 (021210)

「農林水産省統計表」に定める特殊林産物（山林原野から採取されたくり、くるみ等の樹実、すぎ、ひのき等の樹皮、まつたけ、しいたけ、たけのこ、うるし等）に竹、竹皮を加えたものがこの部門の生産物である。

なお、これらの生産物は販売用、業務用、自家用に分れるが、推計に用いる統計資料は販売用、業務用しかなく、生産額の推計には自家消費分は含まれていないが、その中でも竹はその額が大きいと考えられるので、前記統計表以外に自家用として別途推計し、これを加えてある。

### 薪炭製造 (021220)

薪、木炭を製造する生産活動をいう。

薪は普通薪としば薪であり、いずれも自家消費分を含まない。木炭は黒炭、白炭である。

### 狩猟業 (0 2 1 2 3 0)

主として狩猟、わなかけなどによって毛皮用又は食用等のための野獸及び食用野鳥を捕獲する活動をいう。その範囲は狩猟免許者による鳥獸類捕獲等のうち毛皮用、食用として販売又は自家消費されるもので、飼育用鳥獸類及び密猟分は含まない。ただし、都道府県知事の鳥獸捕獲許可により有害鳥獸駆除の目的で捕獲したものは含む。

### 素材 (0 2 2 0 0 0)

立木を伐採して主として丸太（そま角、大割材などを含む）を製造する生産活動をいう。

### 3. 漁業部門

産業分類、大分類C漁業、水産養殖業で規定している生産活動とほぼ一致するが、漁家が自家取得物の原材料を用いて製造・加工を行うものは漁業とせず製造業とする。生産活動の内容は、海面及び内水面において自然繁殖している水産動植物の採捕と生産手段たる漁船内の加工（母船式さけます漁業）及び同水面に人工的設備を施し、水産動植物の養殖を行いうるものである。生産物の範囲は、上記で規定した活動により生産された財の一切であり、以下部門別にその範囲を示す。

#### 沿岸漁業 (0 4 1 0 1 0)

漁船非使用、無動力及び動力10トン未満の漁船を使用する漁船漁業及び採貝、採草、定置、地びき網漁業をいう。

#### 遠洋沖合漁業 (0 4 1 0 2 0)

動力10トン以上の漁船を使用する漁業のうち、採貝、採草、定置、地びき網漁業を除いたものである。（母船式漁業で生産される船上かん詰等を含む）

#### 海面養殖業 (0 4 1 0 3 0)

「漁業養殖業生産統計年報」で定める「海面養殖業」の範囲とほぼ同じであるが、真珠生産の中間生産物である真珠貝同種苗並びにかきの種苗は含めない。

ただし、上記の中間生産物であっても、その輸出分は生産に含めている。

#### 捕鯨業 (0 4 1 0 4 0)

「漁業養殖業生産統計年報」で定める「捕鯨業」の範囲と同じである。

#### 内水面漁業 (0 4 3 0 1 0)

「漁業養殖業生産統計年報」で定める「内水面漁業」の範囲と同じである。

#### 内水面養殖業 (0 4 3 0 2 0)

「漁業養殖業生産統計年報」で定める「内水面養殖業」の範囲に觀賞魚（金魚、色ごい）の生産活動を含めたものである。

### 4. 食品工業

産業分類、中分類18～19—食料品、たばこ製造業で規定している生産活動より細分類1882—果実酒製造業、同1883—ビール製造業、同1884—清酒製造業、同1885—蒸留酒、混成酒製造業（以上、大蔵省担当）及び細分類1893—有機質肥料製造業を除き、中分類95—その他のサービス業のうち細分類9521—と殺、解体活動と農・漁家で行う自家原材料による食料品の製造活動である。

生産物の範囲は上記で規定した活動により生産される一切のものであり、いずれもその副産物を含む。

以下、部門別にその範囲を示す。

#### と殺（肉鶏処理を含む） (2 0 1 1 0 0)

家畜、家きんをと殺・解体し、枝肉原皮及び内臓等を製造するまでの生産活動をいい、その生産物は枝肉、原皮、と殺副産物、鶏肉（可食内臓を含む）、肉鶏処理副産物である。なお、肉鶏処理副産物とは、鶏の足、とさか、血液及び羽のことであるが、フェザーミール、羽毛及び翼、羽軸、羽毛皮は国内産はないものとする。

#### 畜産びん・かん詰 (2 0 1 2 1 0)

畜産物を主たる原料として保存食品（びん詰・かん詰）を製造する生産活動をいい。

#### 肉加工品 (2 0 1 2 2 0)

畜肉製品を製造する生産活動をいい、その生産物はハム、ベーコン、ソーセージである。

#### 動物油脂 (2 0 1 2 3 0)

家畜の骨、内臓、脂肉などから油脂（原油）を製造し、更にこれらを原料とし、ラードを製造する生産活動をいい。

なお、ラードには純製ラードと調製ラードがあり、前者は精製（脱酸、脱色及び脱臭）した豚脂を急冷し、練り合わせて作られた固型脂、又は精製した豚脂から作られた固型脂をいい。調製ラードは、精製した豚脂を主原料とし、これに他の精製した油脂を一部配合した後、急冷し練り合わせて作られた固型脂、又は精製した豚脂を主原料とし、これに他の精製した油脂を一部配合した固型脂をいい。

45年表までは原油生産活動と、それ以後の精製活動とを分離独立させていた。50年表では原油とラード部門を総合し、その生産物をラードと非食用向けの原油とにした。したがってラード用の原油はまったくの中間生産物扱いとし、生産にあげないこととした。

#### 酪農品 (2 0 2 0 0 0)

飲用牛乳・乳製品を製造する生産活動をいい、その生産物は飲用牛乳（牛乳、加工乳、乳飲料）、粉乳、れん乳、バ

ター、チーズ、アイスクリームミックスパウダー、アイスクリーム脱脂乳及び発酵乳、乳酸菌飲料である。

#### 農産びん・かん詰 (203010)

果実及び野菜を主たる原料として保存食品（かん詰・びん詰）を製造する生産活動をいい、その生産物は果実かん詰、野菜かん詰、ジャムかん詰、その他のかん詰（煮物、飯類、野菜ジュース）、ジャムびん詰、漬物びん詰である。

#### その他の野菜・果実加工 (203090)

この部門の生産物は、冷凍野菜、果実、濃縮ジュース、漬物、その他（切干かんしょ、かんぴょう、カップジャム、農産つくだに、干柿）である。

#### 水産びん・かん詰 (204010)

「水産物流通統計年報」に定める水産びん・かん詰の範囲から船上かん分を除き副産物（魚あら）を加えたものである。

なお、船上かんとはさけ、ます、かにかん詰のように船上（母船式漁業）で生産されるものであり、遠洋沖合漁業部門に含まれる。

#### ねり製品 (204021)

「水産物流通統計年報」で定めるねり製品の範囲に副産物（魚あら）を加えたものである。

#### 水産食品 (204022)

「水産物流通統計年報」に定める水産加工のうち広義の陸上加工に含まれる節類並びにその他の水産加工品の範囲に副産物（魚あら）を加えたものである。なお、漁家の自家原材料による製造、加工品を含む。

#### 冷凍魚貝類 (204031)

水産物を凍結する生産活動をいい、その範囲は原則として「水産物流通統計年報」に定める水産加工のうち広義の陸上加工に含まれる冷凍品に副産物（魚あら）を加えたものである。

#### 塩蔵・乾燥・くん製品 (204032)

「水産物流通統計年報」で定める塩蔵品、素干、塩干、煮干、くん製に副産物（魚あら）を加えたものである。なお漁家の自家原材料による製造、加工品を含む。

#### 魚油・魚粕 (204040)

「水産物流通統計年報」で定める魚油、粗製肝油及び内臓油、海獸油、身かす、あらかす、魚粉、その他の飼肥料をいい。

#### 精穀 (205010)

この部門の生産物は、国産精米（政府所管分、農家自給分、自主流通分、自由壳分、くず米、輸出精米）、輸入精米、その他の精穀（米ぬか、精麦、麦ぬか、くず米ぬか）である。

#### 製粉 (205020)

穀粉を製造する生産活動をいい、その生産物は小麦粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉、穀粉・染色粉である。

#### パン・菓子 (206000)

この部門の生産物は食パン、菓子パン、学校給食パン、その他のパン、キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、その他の菓子である。

#### 砂糖 (207000)

精製糖を製造する生産活動をいい、その生産物は国産原料精製糖（てんさい糖、甘しゃ糖）、輸入原料精製糖、含みつ糖及び副産物（糖みつ及びビートバルブ）である。

#### 植物油脂 (209110)

植物原油（非食用分）の製造、原油を更に加工して食用油、サラダオイル、マーガリンなどの精油及び調製品を製造する生産活動をいう。その生産物は食用なたね油（からしな油を含む）、食用大豆油、その他の植物性食用油、マーガリン、ショートニング及び搾油粕である。45年表までは原料一搾油粕、原油の過程を植物原油部門とし、精製油（精製過程）を植物油、同加工品部門として、それぞれ分割独立させていた。50年表ではこれを統合し、その生産物は精製油、非食用向け原油及び搾油粕として、食用向け原油はまったくの中間生産物として生産にあげないとした。

#### 調味料 (209120)

この部門の生産物はみそ（農家自給分を含む）、しょう油（農家自給分を含む）、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、食酢、即席カレー、純カレー、グルタミン酸ソーダ、その他である。なお、卵白（マヨネーズ副産物）を含む。

#### めん類 (209130)

この部門の生産物は、乾めん、生めん、即席めん、マカロニである。

#### 澱粉 (209140)

甘しょばれいしょ、穀物から澱粉を製造する生産活動をいい、その生産物は甘しょ澱粉、ばれいしょ澱粉、小麦澱粉、コーンスター、及び副産物（澱粉粕）である。

#### 水飴・ぶどう糖 (209150)

この部門の生産物は水飴、粉飴、ぶどう糖である。

#### 製氷 (209170)

販売用水を製造する生産活動をいい。

#### 茶・コーヒー (209180)

生茶葉を主原料として荒茶又は仕上茶を製造する生産活

動及びコーヒー豆を主原料として破碎コーヒー又は抽出乾燥コーヒー（インスタントコーヒー）を製造する生産活動をいい、その生産物は緑茶、紅茶、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒーである。

#### その他の食料品（209190）

この部門の生産物は「工業統計表・産業編」のふくらし粉、イースト、その他の酵母剤製造業（1921）と、こうじ、種こうじ、麦芽、もやし製造業（1927）、豆腐、油あげ製造業（1928）、あん類製造業（1929）、他に分類されない食料品製造業（1939）の生産物からホップ、麦芽を除いた品目である。

#### 配合飼料（209200）

この部門の生産物は、穀類などを原料として製造される家畜、家きん等用の配合飼料、混合飼料である。

#### 清涼飲料（214000）

アルコールを含まない清涼飲料及び嗜好飲料を製造する生産活動をいい、その生産物はサイダー、ラムネ、炭酸水、コーラ飲料、フレバー系炭酸飲料、タンク詰ソーダ水、ストレートジュース、紙栓ジュース、フルーツシロップ、濃厚ジュース、粉末飲料である。なお、その他の野菜果実加工に含まれる果汁は1/5濃縮果汁であり、ここでいう濃厚ジュースとは異なる。

## II 推計に用いた資料名

### 1. 農業部門

出 所	資 料 名
統 計 情 報 部	「農家経済調査報告」「物財統計」「農村物価賃金統計」「米生産費」「麦類・工芸作物生産費」「野菜生産費」「果実生産費」「繭生産費」「畜産物生産費」「農林水産業生産指標」「生産農業所得統計」「青果物出荷統計」「1975年農業センサス」「鶏卵流通統計調査」
経 済 局	「農作物共済統計表」「家畜共済統計表」「農業協同組合統計表」
食 糧 庁	「食糧管理統計年報」
大臣官房調査課	「農業及び農家の社会勘定」「食料需給表」「農業サービス業投入調査結果」

### 2. 林業部門

出 所	資 料 名
統 計 情 報 部	「林業生産統計年報」「林家経済調査報告」「同育林費調査報告」「生産林業所得統計」「しいたけ生産費調査」「木材需給報告書」
林 野 庁	「林業統計要覧」「苗木需給調整協議会業務資料」「国有林野事業勘定、財務諸表」「特用林産物需給表」「木炭生産費（業務資料）」「国有林野事業統計書」
大臣官房調査課	「民有林投入調査結果」「素材生産事業投入調査」
環 境 庁	「鳥獣関係統計」
不動産研究所	「山元素地及び山元立木価格調」

### 5. その他農林漁業関連産業部門

#### 製糸（230110）

産業分類中分類20-繊維業、小分類201-製糸業の生産活動である。製糸の工程で発生する副産物は40年表では生産物として扱っているが、50年表は、45年表と同様に副産物扱いとして生産額に含めず「魚油・魚粕」部門と競合させた。

#### わら加工品（239010）

この部門の生産物は畳・畳床、かます、むしろ等である。  
い製品（239020）

この部門の生産物は畳表、ござ、花むしろ等である。

#### 製材（251010）

丸太（そま角、大割材等を含む）を原料として板、角材、などを製造する生産活動をいり。また、ひのき、アピトンなどの板類に面とり、さねはぎ等の簡単な加工をほどこした床板の製造活動を含む。

#### 合板（251020）

輸出用单板（ベニア）の製造と自家製单板又は購入した单板（ベニア）からベニア合板（特殊合板を含む）を製造する生産活動をいり（なお、特殊合板には床板用特殊合板を含む）。また、集成材もここに含まれる。

#### チップ（251031）

木材チップを製造する生産活動をいり。

### 3. 漁業部門

出 所	資 料 名
統計情報部	「漁業経済調査報告」「漁業養殖業生産統計年報」「水產物流通統計年報」
食品流通局	「わが国の油脂事情」
水産庁	「水産庁業務資料」
大臣官房調査課	「内水面養殖業投入調査結果」「食品工業部門投入調査結果」
通産省	「工業統計表」
中小企業庁	「中小企業の原価指標」

### 4. 食品工業部門

出 所	資 料 名
統計情報部	「食肉流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」「牛乳・乳製品に関する統計」「農家生計費統計」「水產物流通統計」「茶統計年報」
食品流通局	「油量統計年報」「わが国の油脂事情」「食品統計年報」「業務資料」
畜産局	「濃厚飼料統計年報」「飼料月報」「畜産関係經濟統計月報」「業務資料」
食糧庁	「食糧管理統計年報」「小麦二次加工業実態調査結果」「食品加工業の現況」「業務資料」
大臣官房調査課	「食料需給表」「食品工業部門投入調査結果」
通商産業省	「工業統計表」「商業統計」「中小企業の原価指標」「鉱工業投入調査結果」
経済企画庁	「法人企業間接費調査結果」
行政管理庁	「輸出・輸入及び関税統計組替集計結果表」
北海道庁	「北海道水産現勢」
六大城市	「中央卸売市場年報」
食品需給研究センター	「食品工業動態統計年報」
日本冷凍食品協会	「冷凍食品に関する諸統計」
日本冷蔵株式会社	「日本冷蔵株式会社有価証券報告書」
全国菓子協会	「菓子産業統計」
精糖工業会	「砂糖統計年鑑」
全日本糖化工業会	「いも、澱粉及び水飴・ぶどう糖の総合参考資料」
缶詰協会	「缶詰時報」
日本食肉加工協会	「日本食肉加工情報」
日本食品経済社	「ハム・ソーセージ年鑑」

### Ⅲ 生産額推計

農林水産省担当部門の生産額の推計は、原則として生産数量に生産者価格を乗じて求めている。この生産数量には、農林漁家が自家消費を目的として製造されるわら加工品や食料品（みそ、精米等）は勿論、自部門の生産に再投入されるもの（例えば米部門での種もみ等）も含んでおり、耕種部門に

ついていえば収穫量に相当するものである。一方、生産者価格は農産物については農家庭先価格、食料品やわら加工品のような工業製品については工場出荷価格であり、いずれも製品出荷後の支払運賃や支払倉庫料は含まれていない。また、林业や漁業のように生産活動を行う場が、不特定であったり広

範囲にわたる場合には生産地市場における価格を用い、この場合、市場手数料は原則として控除しているが、生産地から市場までの運賃は生産者価格を形成するコストとして含んでいる。

以下、農・林・漁業及び食品工業別に推計の方法の大要を説明する。

#### 1. 農業部門

原則として生産数量については農林水産省統計情報部「作物統計」、生産者価格については同「物貿統計」を用い、上記資料から推計し難いものについては、同「生産農業所得統計」等で公表している数値によっている。

更に推計困難な品目については省内各原局の業務資料より推計している。なお、統計情報部「生産農業所得統計」の農業產出額は、収穫量より、中間生産物（種子、飼料等）を差引き、これに生産者価格を乗じて推計しており、産業連関表の生産額とは中間生産物の取扱いで相違がみられる。したがって、この調整を行えば両者の数量、金額はともに一致する。また、農林水産省官房調査課「農業及び農家の社会勘定」における農業產出額は、上記統計情報部の農業產出額を会計年度に組替えたものであることからして計測期間及び中間生産物を調整すれば産業連関表の生産額と一致する。

#### 2. 林業部門

林業生産を国営、民営事業に大別し、国営の生産額については、林野庁「国有林野事業統計書」等により、民営については、統計情報部「林業生産統計年報」、「木材市況月報」等の各種林業関係統計を用いて推計した。

なお、ここでいう国営とは、国有林野事業特別会計による林業経営のみであり、地方自治体及び他省庁等が保有している山林の経営は民営に含まれている。

#### 3. 漁業部門

生産額は、統計情報部「漁業養殖業生産統計年報」によって部門別に推計した。なお、沿岸漁業と遠洋沖合漁業との区分は、魚種で行うのは不可能であるので使用される漁船の動力数や漁法によって行った。

すなわち沿岸漁業は、漁船非使用、定置、地引き網、採貝、採草及び無動力と動力10トン未満の漁船を使用する漁業とし、遠洋沖合漁業は動力10トン以上の漁船を使用する漁業とした。

#### 4. 食品工業

生産額は、農林水産省公表数値及び省内各原局業務資料の生産量と価格を利用すると共に、通産省「工業統計表」等の資料も用いて推計した。なお、同一品目について二種類以上の公表数値がある場合は、原則として農林水産省の数値を優

先して採用している。これは、例えば「工業統計表」を利用する場合、同統計表が把握している出荷量は事業所を単位として調査されているので、品目によっては同一製品の同種の他事業所への出荷量も含まれており、このため、同統計表によって全国ベースの出荷量を把握すると出荷量が過分に推計されるためである。

### IV 投入額推計

投入推計は、農林水産省が公表している各農産物の「生産費調査」、省内各原局の業務資料、50年表作成のため農林水産省官房調査課が実施した「特別調査」、及び特別会計等の経理決算書をもとに品目別投入表を推計し、更に別途推計した品目別商業マージン率、運賃率を用いて生産者価格による投入表を作成し、これをもとに省内及び他省庁データとの調整を行い投入数値を確定した。

以下、部門別に推計方法と調整に際し問題となった主要な点について述べる。

#### 1. 農業部門

##### (1) 推計方法

統計情報部が公表している各農産物の「生産費調査」を中心にして、また、農林水産省内各原局の業務資料も参考にして推計した。具体的には、「生産費調査」によって粗収益に対する支出費用別構成比を求め、更にこの費用を「原単位調査」によって品目別構成比に分割し、これを産業連関表部門分類に合せた品目別構成比に組み替え、この品目別構成比をそれぞれの生産額に乘じて、購入者価格による投入額を推計する。次に別途推計した品目ごとの商業マージン率、運賃率を購入者価格による品目別投入額に乗じて商業、運賃額の投入額を推計し、これを上述の購入者価格による投入額から差引き、生産者価格による品目別の投入額を推計した。

なお、粗付加価値額は、雇用者所得と資本減耗引当について「生産費調査」により、間接税、補助金について「補助金便覧」や「農業及び農家の社会勘定」の数値をもとに推計を行い、生産額から上記費用を差し引いた残差をもって営業余剰とした。

以上のようにして求めた農業各部門の投入額を積み上げた主要資料の農業部門全体の投入額については、「農家経済調査」による全国推計値や「農業及び農家の社会勘定」の農業資材購入額と比較調整し確定した。

##### (2) 調整点

主要資材：農薬、化学肥料、配合飼料、石油等については、省内担当局及び通産省のデータを用い、それぞれの

農業部門全体における投入額を推計し、これを(1)で作成した各品目別投入の比で按分した。

雇用者所得：「農業及び農家の社会勘定」の雇用者所得に農家以外の事業体の雇用者所得を「1975年農業センサス」及び總理府「事業所統計」より求め、これを加えて農業部門の雇用者所得の総額とした。

補助金：「補助金便覧」をもとに経済企画庁が推計した補助金から、農業部門の生産物の市場価格の形成に関与するものを取り出し、農業部門のそれぞれに配分した。

間接税：「農業及び農家の社会勘定」の推計値をもとに農業部門の総額を確定し、これを各部門に按分した。

## 2. 林業部門

### (1) 推計方法

林業部門の投入額は、国営と民営に分けて推計した。国営については、林野庁「国有林野事業特別会計国有林野事業勘定」の経理関係資料をもとに国有林野事業を育苗、育林、素材生産事業に分割し、これら事業別に林野庁経理課「経理実行総括表」によって事業費を費目に細分し、更に各営林局に依頼して得た「経理実行総括表」の品目別内訳表を用いて品目に細分した。

これらを産業連関表作業用分類に従い整理統合して品目別投入構成比を求め、これを生産額に乗じて購入者価格による投入額を推計した。購入者価格による投入額から生産者価格への転換は、農業部門と同様である。

民営の投入額については、昭和50年産業連関表作成のために農林水産省官房調査課が実施した特別調査「民有林投入調査」と、林野庁各課の業務資料をもとに推計した。

### (2) 調整点

雇用者所得：国有林野事業で支払った支払賃金総額と、労働省が總理府「事業所統計」をもとに推計した民有林野事業に従事する雇用者に平均賃金を乗じたもの、及び「農林業センサス」から得た林家の支払賃金総額の3者を合計し、これを林業部門の雇用者所得の総額とした。

## 3. 漁業部門

### (1) 推計方法

統計情報部「漁業経済調査報告」等を用い、漁業収入に対する支払費目構成（雇用労賃、漁船費、油費等）を求める、費目の品目の構成への細分は同報告作成の際使用した業務資料を用いて行った。この品目別構成比を産業連関表作業用分類に従い、整理統合して品目別投入構成比を求め、これを生産額に乗じて購入者価格による投入額を推計した。購入者価格による投入額から生産者価格による投入額への転換は農業部門と同様な方法である。営業余剰は、上記報告書の

漁業収入から漁業支出を差引いて、その額とした。

### (2) 調整点

雇用者所得：労働省が雇用者数に平均賃金を乗じて推計したものを持って、漁業部門の雇用者所得の総額とした。

補助金・間接税：経済企画庁の推計値をもとに各部門に按分した。

## 4. 食品工業部門

### (1) 推計方法

省内各原局業務資料、昭和50年産業連関表作成のため農林水産省官房調査課が実施した「特別調査」及び「工業統計表（通産省）」をもとに、他部門の投入額推計と同様な方法で行った。

### (2) 調整点

主要原材料：食品工業部門の主要原材料は食用農産物であり、これらについての調整は、農林水産省「食料需給表」や省内各原局が作成している品目別の需給表をもとに、食品加工向けの数量を把握し、これに生産者価格を乗じて投入額を確定した。

雇用者所得：労働省が部門別雇用者数に平均賃金を乗じて推計した雇用者所得と、農林水産省の投入データとを比較検討し、労働省推計値に近づける方向で各数値を調整した。

営業余剰：省内各原局業務資料及び昭和50年産業連関表作成のために農林水産省官房調査課が実施した「特別調査」からの推計値を「工業統計表（通産省）」の数値へ近づけるよう調整した。

## V 産出額推計

産出額の推計は次のような手順で行った。すなわち、生産額に輸入を加え輸出を控除し、更に在庫の増減を考慮して国内総供給額を推計し、次に中間需要（内生部門向け）の産出額を決定し、差額を在庫及び輸出を除く最終需要部門へ産出した。

品目ごとの各部門への産出額の推計は、「食料需給表」、「木材需給表」及び省内各原局の需給資料等により需要の内訳が明確なものについては、これに価格を乗じて求めた。ただし、価格は産出先によって大幅に異なる場合があるので、それぞれ産出先に対応した価格を用いた。産出推計資料のない品目については、原則として産出先部門の投入推計値を用いたが、産出部門の投入推計値の合計額が供給額を上回る場合は、産出先部門の投入推計値の構成比率で供給額を再配分して産出した。

## 1. 農業部門

食用農産物については、「食料需給表」や各原局業務資料をもとに、製品歩留り等を考慮して品目ごとに需要先別産出量を求め、これに価格を乗じて産出額を推計した。その際、国産品については、内生部門向け（加工食品原材料）と外生部門（直接消費）向けて大別して価格差を設けた。輸入品はすべてCIF価格によった。また輸出を除く最終需要部門への産出は、経済企画庁のデータをもとに実行した。非食用農産物については、通産省の「工業製品原材料統計」等によって推計した。

## 2. 林業部門

苗木の育林部門への産出、立木の素材部門への産出、チップのパルプ部門への産出のように、産出先が明確なものは、そのままそれぞれの部門へ全供給額を産出した。薪炭、素材、製材、合板等については、「木材需給報告書」及び林野庁業務資料をもとに、主要産出先別に産出額を確定し、残差は産出先部門の投入推計値をもとに推計した。

## 3. 漁業部門

この部門は、生鮮魚介類、海草類、その他工業用原材料とに大別して産出額の推計を行った。生鮮魚介類は、養殖用種苗、活魚餌料、水産加工食品向けについて、投入部門の推計値を用いて確定し、残りを飲食店、家計向け等とした。海草類は、糊料、アルギン酸ソーダ等の生産量に製品歩留りを用いて、原藻の産出量を推計し、残りを水産加工食品、家計等に配分した。その他工業用原材料は、穀細工用品のごとく産出先が明確なものは全額を該当部門に仕向け、鯨油等は「油糧統計年報」等の資料によって産出先と金額を推計した。

## 4. 食品工業

この部門は、飼肥料用、食品工業原材料用、飲食店・家計向け等に大別して推計した。飼肥料用の産出額は、配合飼料と農業部門の投入推計値を用いた。食品工業原材料は、仕向先が明確なものについては製品生産量に歩留りを考慮し、そうでないものは産出先部門の投入推計値を用いて産出額を決定した。飲食店・家計等は残余をもって産出額とした。

## VII 昭和45年表との相違点

昭和50年産業連関表農林水産省担当部門の概念定義及びその取扱い等については、作業用部門分類の一部改訂はあつたものの基本的には45年表と同様である。

## VII 留意すべき点

### 1. 食糧管理特別会計赤字の取扱い

食管赤字は、食糧庁が主として米、麦を生産者から買上げ（輸入も含む）、それらを維持、管理し需要者に販売する過程で生ずるものであるが、昭和50年表においては、40年、45年の各表と同様、精穀及び製粉部門への補助金として取扱うこととした。

### 2. 資本財たる大動物の取扱い

産業連関表における資本形成部門に産出する資本財の範囲は、耐用年数1年以上で単価が1件につき10万円以上としており、農林水産省担当の畜産部門でこれに該当する品目は、乳牛、馬、めん羊及び山羊である。一方、資本財のくず（乳廃牛、廃馬）は、その額を資本形成部門へマイナスアウトプットし、同額をと殺部門へアウトプットして表のバランスを取りっている。乳廃牛、廃馬については、資本財生産部門と競合部門が同部門なので、下に示すごとく結果的に相殺されるが基本分類部門表では、資本形成部門でそれぞれプラスとマイナスで計上される。

資本形成額=大動物の頭数増及び成長肥大額一と殺部門産出額（とくを除く）

### 3. 立木の生産量について

立木の生産額の推計は、原則として1年間の全成長量とすべきであるが、立木の成長量についての信頼できる統計がないこと、また価格評価が不可能であること等の理由から、昭和50年表の作成に当たっては当該年1か年間の伐採量をもって当たった。

なお、35年、40年及び45年表も同様に取扱ってきていた。

### 4. 農林漁家の自家生産物を原料とした製造・加工活動について

農林漁家では自家の生産物を用いて食料品等の生産活動を行っている。日本標準産業分類では、これらの活動をそれぞれ農林漁業活動と規定しているが、産業連関表では製造された品目が、自給されるか販売されるかを問わず、それぞれの該当部門に格付する。ただし量的に少ないものはこれを除外した。